

# 小野市放課後児童健全育成事業業務委託 事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本実施要領は、「小野市放課後児童健全育成事業業務」の受託候補者を企画提案競争方式により選定するために必要な手続き等について定めるものとする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務の目的

子育て支援施策の一環として、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校等に就学している児童に対し、授業終了後に適正な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るとともに、地域における子育て家庭への支援を行うことを目的とする。

### (2) 業務内容

小野市放課後児童健全育成事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げる業務

### (3) 業務委託の上限額

本業務に係る概算委託見積額の上限は次のとおりとする。

なお、見積上限額の総額を超えている場合は、無効とする。

年 度	概算委託見積上限額
令和8年度	119,000千円
令和9年度	119,000千円
令和10年度	119,000千円
総 額	357,000千円

※なお、本業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項及び別表第2第7号に該当するため、非課税として取り扱う。

## 3 参加資格

参加事業者は、次のすべての要件を満たす法人とする。

- (1) 「令和7年度 物品・役務の提供等登録業者一覧」で役務提供の登録をしている者であること。ただし、当該登録を行っていないものであっても、次の各項目に掲げる書類を提出し、本市入札参加資格者としての基準を満たすことが認められるものにあつては、当該登録を行っているものと同様の資格があるとみなす。

- ① 登録登記事項証明書又は履歴事項全部証明書
  - ② 取引先一覧及び会社の概要
  - ③ 財務諸表（直近1年）法人貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
  - ④ 直近年度の国税（法人税並びに消費税及び地方消費税の未納が無いことが確認できる納税証明書：その3の3）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税すべての納税証明書
- (2) 小野市の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込期日に受けていないこと。
  - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づく本市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
  - (4) 公告日現在に会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない事業者であること。
  - (5) 小野市暴力団排除条例（平成24年小野市条例第1号）第2条に規定するものでないこと。
  - (6) 平成28年度以降に、放課後児童健全育成事業に関する地方公共団体からの業務を受託し、かつその業務を履行した実績があるもの。又は参加申込期日に放課後児童健全育成事業の運営実績が3年以上あるもの。
  - (7) 放課後児童健全育成事業において、他の地方公共団体から業務停止命令を受けたことがないもの。又は業務停止命令を受けた日から5年を経過しているもの。

#### 4 資料の交付

次のとおり、資料を交付する。

- (1) 交付期間  
令和7年7月25日（金）から令和7年8月5日（火）まで
- (2) 交付方法  
本市ホームページからダウンロード
- (3) 交付する資料
  - ① 小野市放課後児童健全育成事業業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領
  - ② 小野市放課後児童健全育成事業業務委託仕様書
  - ③ 参加申込書（様式1）
  - ④ 企画提案書（様式2）
  - ⑤ 質問書（様式3）

⑥ 辞退届（様式4）

## 5 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

(1) 提出期日

令和7年8月5日（火）午後5時まで

(2) 提出書類【各1部】

① 参加申込書（様式1）

② 会社概要書（様式任意、資本金や従業員数、事業内容、会社の沿革、経歴等）

③ 業務実績書（様式任意、放課後児童クラブの受託実績、開所実績等）

④ 切手（過不足がないもの）を貼付した長形3号の返信用封筒  
（返送先を記入したもの。）

⑤ 「3 参加資格」(1)の「令和7年度 物品・役務の提供等登録業者一覧」  
に登録のないものにあつては、同項①から④に掲げる各書類

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、期限必着）で提出すること。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時45分から  
午後5時までの間に提出すること。

(4) 提出場所

〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市役所2階

小野市市民福祉部子育て支援課保育係 TEL (0794) 63-1645

(5) 参加資格審査結果の通知

① 通知日 令和7年8月13日（水）

② 通知方法 全参加者に書面により通知する。

③ 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。この場合において、説明を求められたときは、市長は速やかに書面でその理由を説明するものとする。

ア 提出期限 令和7年8月20日（水）午後5時まで

イ 提出場所 「5（4）」に同じ

ウ 提出方法 持参によること

## 6 企画提案に関する質問及び回答

質問事項がある場合は、質問書（様式3）により、電子メール又はFAXにて事務局（末尾参照）まで提出すること。なお、必ず電話で受信済となっているかを確認

をすること。

(1) 提出期日

令和7年8月20日（水）午後5時まで

(2) 質問書の回答

令和7年8月27日（水）までに、参加資格を満たした参加者全てに対し、順次電子メール又はFAXで回答する。

## 7 企画提案書等の作成及び提出

参加資格を満たした参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 企画提案書の作成

企画提案書は、「小野市放課後児童健全育成事業業務委託プロポーザル企画提案書」により作成すること。

(2) 企画提案書等の提出

① 提出期日 令和7年9月3日（水）午後5時まで

② 提出書類（ア～イは必須、ウ～オはある場合のみ提出してください）

ア 企画提案書（様式2）

イ 委託料見積書（様式任意）

ウ 会社案内のパンフレット

エ 不測の事態発生時の独自の対応マニュアル

オ 放課後児童健全育成事業に係る独自のマニュアル

③ 提出方法 「5（3）」に同じ

④ 提出場所 「5（4）」に同じ

⑤ 提出部数 各6部

## 8 一次審査（書類審査）

参加資格を満たした参加者が4者以上の場合、提出書類を別表「小野市放課後児童健全育成事業業務委託事業者選定審査基準（以下「審査基準」という。）」に基づき審査し、その評価点数の上位3者（以下「二次審査対象者」という。）を選定する。

なお、参加者が3者未満の場合は、この通知は行わない。

(1) 一次審査実施日 令和7年9月9日（火）

(2) 一次審査結果の通知

① 通知日 令和7年9月16日（火）

② 通知方法 全企画提案書等提出者に書面により通知する。

## 9 二次審査（ヒアリング）

二次審査（ヒアリング）は非公開とし、二次審査対象者は、次によりプレゼンテーションを行うこと。

- (1) 二次審査実施日 令和7年9月25日（木）  
各参加者の開始予定時刻は別途通知する。
- (2) 二次審査はプレゼンテーション及びヒアリングにより、企画提案書等の内容に基づき行うこと。（説明30分以内、説明後10分程度の質疑を行う。）  
なお、プレゼンテーション実施に係るパソコン等の準備品については、二次審査対象者が準備すること。
- (3) プレゼンテーションは、小野市プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）に対して行うものとし、当該プレゼンテーション内容により委員会委員が採点する。
- (4) 委員会委員に提案するプレゼンテーション資料として、提案内容をA4用紙表裏（6ページ）に要約した資料を、令和7年9月18日（木）までに事前提出することができる。提出する場合は6部用意すること。

## 10 審査の結果

### (1) 審査

審査基準に基づき評価を行い、一次審査及び二次審査の評価が高い業者で、受託候補者を選定し、併せて次候補者も選定する。評価の高い業者の最終決定は、単に評価点数の高い業者ではなく、委員会で協議し最終決定した業者とする。なお、全二次審査対象者の点数（委員会委員の点数の合計）が、満点（委員会委員数×100点）の6割を超えない場合は、改善事項を書面により提出させ、再度委員会を開催し、選定するものとする。

また、参加申込者は1者であっても一次及び二次審査を行い、同様の基準により受託候補者を選定する。

### (2) 審査結果の通知

- ① 受託候補者を選定したときは、速やかに二次審査対象者全者に対し、書面により通知するものとする。

ア 通知日 令和7年10月6日（月）

イ 通知内容 審査結果

ウ 通知方法 全二次審査対象者に書面により通知する。

エ 審査結果に対する照会・異議は、一切受け付けない。

### (3) 選定結果の公表

受託候補者を選定したときは、小野市ホームページ上で公表する。

なお、本市において審査結果等を公表するまでは二次審査対象者において、第三者に公表してはならない。

## 11 契約の締結

小野市は、「10」により決定された受託候補者と契約の交渉を行う。なお、受託候補者の企画提案が無効となった場合や契約交渉が不調等により契約締結に至らない場合は、次候補者と契約締結の交渉を行う。

## 12 本業務に係る全体スケジュール

本業務に係る全体のスケジュールは次のとおりとする。ただし、都合により変更することがある。

実施内容	実施期間又は提出期日
実施の公告（実施要領の配布）	令和7年7月25日(金)から
参加申込書提出期日	令和7年8月5日(火) 午後5時まで
参加資格審査結果の通知	令和7年8月13日(水)
質問書の提出期日	令和7年8月20日(水) 午後5時まで
質問書の回答期日	令和7年8月27日(水)
企画提案書等の提出期日	令和7年9月3日(水) 午後5時まで
一次審査（書類審査）	令和7年9月9日(火)
一次審査結果通知	令和7年9月16日(火)
二次審査（ヒアリング）	令和7年9月25日(木)
二次審査結果通知	令和7年10月6日(月)

## 13 情報公開及び提供

- (1) プロポーザルの実施に関する情報（参加希望者から提出された資料を含む。）は、小野市公文書公開条例（平成10年条例第1号）の規定に基づき開示することがある。
- (2) 当該業務の受託候補者から提出された資料（企画提案書等を含む。）は、小野市公文書公開条例（平成10年条例第1号）の規定に基づき開示する。

## 14 その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (2) 提案に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類の受領後の差し替えは認めない。

- (5) プロポーザルの参加者数、選定結果及び評価の概要は公表することがある。
- (6) 審査結果に関する照会・異議は一切受け付けない。
- (7) 本実施要領等に基づき提出された書類等は、当該提出者に断りなく目的外に使用しない。
- (8) 問い合わせ及び担当部局

〒675-1380 兵庫県小野市中島町5-3-1番地 小野市役所2階

小野市市民福祉部子育て支援課保育係 担当：高橋・常深・横山

TEL (0794) 63-1645 (直通)、FAX (0794) 63-1990

E-mail : hoiku@city.ono.hyogo.jp